



市からのお知らせ

案内

●就学手続きはお済みですか

今年4月に小・中学校へ入学するお子さんをお持ちの方で、次に該当する方は、学校教育課への届け出が必要です。

- ①国立、私立小・中学校へ入学が決定した方(印鑑と、入学する学校の承諾書を持参してください)
- ②転入・転居などで入学指定校が変更になり、新しい学校の指定をまだ受けていない方
- ③外国人の方で、就学を希望される方(印鑑とお子さんの外国人登録証を持参してください)

●就学援助制度のお知らせ

市では、経済的な理由でお子さんをお小・中学校へ就学させるのにお困りの方に、学用品費や給食費などの一部を援助しています。

この制度は、国の基準に基づき給付額を決定しています。現在、認定を受けている方も、4月から給付を受けるには再申請が必要です。申請は通学している小・中学校で行ってください。 4918。

●廃棄物は焼却せずに「ごみ集積所へ」

廃棄物の焼却は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」および「県生活環境の保全等に関する条例」により、原則的に禁止されています(※)。焼却場所は住宅地と隣接する所が多いため、廃棄物は焼却せず、ごみ集積所に出してください。せん定枝・草なども、焼却せずに自然還元させるか、十分に乾燥させてから「燃やせるごみ」の日に出してください。

お問い合わせ ☎メールアドレス
☎申し込み ☎ホームページ
☎月曜日



自然緑地保全区域等指定制度

制度	自然緑地保全区域	自然緑地保存樹木
対象	区域内の樹木が健全で、区域の面積が500㎡以上あること	幹周り(地上から1.5mの高さ)が1.5m以上、高さ3m以上あり、健全で美観にすぐれている樹木
指定期間	5年間(所有者等の同意により、指定の更新もできます)	
奨励金額(年額)	固定資産税および都市計画税に相当する額に、100㎡あたり1,500円を加算した額	樹木1本につき4,000円 並木の場合は1本につき1,000円
平成20年1月末の状況	約18.2万㎡を指定済み	樹木165本、並木16本を指定済み

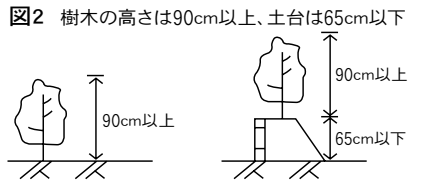
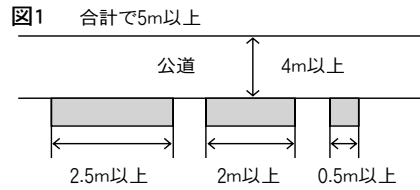
●緑化奨励制度「活用を」

市では、緑豊かなまちづくりを進めるため、次のとおり緑化奨励制度を設けています。みなさんもこの制度を活用し、緑化推進にご協力をお願いします。

- 自然緑地保全区域
樹木が健全で、区域内の面積が500平方メートル以上の樹林地を自然緑地保全区域として指定し、所有者等の方に奨励金を交付しています
- 自然緑地保存樹木
幹回り1.5メートル以上など一定の条件を満たす樹木を自然緑地保存樹木として指定し、所有者等の方に奨励金を交付しています
- 生垣設置
住宅地に新たに生垣を設置または植え替えをする方で、一定の条件を満たす場合、所有者等の方に奨励金を交付しています

生垣設置等奨励制度

制度	生垣設置	保存生垣
対象となる生垣	①住宅用地で公道等(幅員4m以上で公衆の用に供される私道を含む)に接する生垣の長さが5m以上であること=図1参照 ②樹高90cm以上で、植栽本数は1㎡につき3本以上を原則とする ③樹木の種類は、市長が推奨するもので、健全であること。ただし、イブキ類、ハイビヤクシン類を除く ④生垣の土台の高さは、宅地面から65cm以下であること=図2参照 ⑤その他	①左の要件を満たすもので、生垣を設置後、5年以上経過していること ②指定期間は5年。必要に応じて1回更新することができます
奨励金額	1㎡につき5,000円(端数は切り捨て)。当該年度中、同一敷地内における最高限度額は150,000円	1㎡につき400円(端数は切り捨て)。年度途中で指定を受けた場合で指定期間が6カ月を満たさない場合は、2分の1の金額となります
手続き方法等	生垣を設置する前に公園緑地課へ申請してください	公園緑地課へ申請してください
平成20年1月末の状況	67m設置済み	3,439m指定済み



●保存生垣

既存の生垣で、樹種等一定の条件を満たすものを保存生垣として指定し、所有者等の方に奨励金を交付しています。

- 指定の基準等は右表参照。
- 公園緑地課 ☎235・9489。

●太陽光発電施設などに助成(3月末日までに転入予定の方も対象)

市では、地球温暖化防止対策の一環として、雨水や太陽光・太陽熱を利用する施設のほか、エコキュートやガスエンジン給湯器など環境に配慮した設備等の設置・導入に対して、その経費の一部を助成しています(下表参照)。

環境設備などへの助成内容

施設の種別	助成金額
雨水貯留施設 (雨水活用施設として市販されている雨水タンクが対象)	設置費の3分の1、限度額1万円
太陽光発電施設	発電能力1kwにつき3万円、限度額10万円
太陽熱利用施設 (不凍液などを強制循環する集熱器と集めた熱エネルギーを貯蔵する蓄熱槽により構成され、集めた熱を給湯等に利用するシステムが対象)	1施設につき3万円
風力発電施設	発電能力1kwにつき3万円、限度額9万円
低公害車 (電気自動車・天然ガス自動車・メタノール自動車対象)	通常車との差額に0.2を乗じた額、限度額10万円
省エネナビ	購入価格の2分の1、限度額1万円
高効率給湯器 CO2冷媒ヒートポンプ給湯器(エコキュート)	1施設につき2万円
潜熱回収型給湯器	1施設につき3万円
ガスエンジン給湯器	1施設につき2万円

次の①～④のすべてに該当している市民の方です(現行の市外にお住まいで、今年3月末日までに転入予定の方も含まれます)。

- ①対象設備等をこれから導入する
- ②対象となる設備等を、設置・導入する(設置・導入済みのものは対象外)
- ③今年3月末日までに設置・導入が完了し、領収証等の必要書類が用意できている。
- ④市税等の滞納がない。

●年金記録の照会取り次ぎ

市では、市内在住の方を対象に、年金記録の照会取り次ぎを行っています。回答は、厚木社会保険事務所から3週間以内に照会

募集

●平成20年度市奨学生

市では、平成20年度の奨学生を募集します。これは、経済的理由により高等学校等への修学が困難な方に奨学金を給付し、修学を

者本人に郵送されます。照会を希望する方は、基礎年金番号・住所・氏名・生年月日などを確認できるものを用意の上、直接または電話で、市保険年金課へ。受付は平日の8時30分～17時30分です。

●住宅用火災警報器の取り付け

市火災予防条例に基づき、すべての住宅に住宅用火災警報器を設置することが義務付けられました。

●悪質な訪問販売にご注意

「消防法が改正された。今すぐ取り付けなければならぬ」といった脅迫的な購入を勧める業者にご注意ください。また、消防職員が直接販売したり、販売業者を委託したりすることはありませので、十分ご注意ください。

●河原口坊中遺跡・発掘調査見学会

▽日時 3月22日(土)①10時、②14時(2回実施。荒天時は23日) ▽場所 助かながわ考古学財団河原口坊中遺跡発掘調査現場事務所(河原口II小田急JR相模線厚木駅から徒歩15分。7面地図参照) ▽内容 遺跡発掘調査作業と(7面上に続く)

●講座・催し

▽資格 今年4月現在、学校教育法に規定する高等学校・中等教育学校後期課程・専修学校・高等専門学校(3年次まで)に在学する市内在住の方 ▽申請期間 4月14日(土)～25日(土)を除く ▽申請場所 市役所5階学校教育課 ▽必要書類 ①奨学金給付申請書 ②最終出身学校長または在学する学校長が発行する成績証明書および人物調書 ③世帯の前年所得額を証明するもの(確定申告書控の写しまたは源泉徴収票の写し) ※給付申請書は4月10日(土)から同課で配布します。 ※必要書類②はお早めに学校へ申請してください。

ご寄付がとう 敬称略

◇市みどり基金へ
▽5万円(社)神奈川
県宅地建物取引業協会
県中央支部支部長・今
井茂夫